

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する酒類の製造者を指定した旨の公示

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）第 8 条第 1 項に規定する熊本県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件（令和 8 年国税庁告示第 21 号）により指定した地域に所在する酒類（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和 22 年政令第 268 号）第 15 条の 2 第 2 項で定めるものを除く。）に係る酒税の納税義務者に代わる酒類の製造者を次のとおり指定したので公示する。

令和 8 年 8 月 26 日

国税庁長官 青木 孝徳

名 称	株式会社白岳酒造研究所
法人番号	2330001015953
代表者の役職及び氏名	代表取締役 高橋 光宏
製造場の名称	株式会社白岳酒造研究所
製造場の所在地	熊本県人吉市井ノ口町 7 9 2 番地 7
指定した日	令和 8 年 8 月 26 日
期 限	別途公示で定める日まで